

**Hughes
Hubbard
& Reed**

国際仲裁 – 文書開示手続における戦略



FRONTEO Webinar

2020年11月19日

弊所の実績が必ずしも類似の結果を保証するものでないことにご留意ください。また、本広告はニュージャージー州の最高裁判所により承認されたものではありません。

イントロダクション

- 国際仲裁では、通常、当事者間で文書開示が行われる。
- 文書開示手続は重要。
 - 文書開示手続は、通常、相手方から証拠を取得する唯一の方法である。
 - 文書開示手続により、仲裁の結果が左右されうる。
 - 文書開示手続は、長期かつ高額になることがある。

一般原則

- 文書開示手続には厳格なルールはなく、文書開示の範囲は当事者及び仲裁廷の判断に委ねられている。
- 一般的には、「国際仲裁における証拠収集に関するIBAルール（IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration）」に従うことが多い。
- 一般原則：
 - 開示要請は、重要かつ関連性がある文書を対象としなければならない。
 - 当事者は、証拠開示要請を「証拠漁り（fishing expeditions）」の手段として利用してはならない。
 - 自ら保有又は管理している文書を開示要請の対象に含めてはならない。

文書開示要請及び異議

- 文書開示の一般的な範囲について当事者間で合意がなされた後、各当事者が他方当事者に対し、書面による文書開示要請を行う。
- 文書開示要請に対しては、様々な法的根拠に基づき異議を唱えることができる。例えば、当該要請が過度に広範である、過度の負担を強いる、要請された文書に関連性がない、重要性がない、又は秘匿特権によって保護される、といった異議事由がある。
- これらの異議を当事者間で解決することができなかつた場合には、仲裁廷が判断する。

Model Redfern Schedule for Document Disclosure

Requesting Party: _____

(a)	(b)	(c)		(d)	(e)	(f)
No.	Documents or Category of Documents Requested	Rationale for Document Request		Objections to Document Request	Reply to Objections to Document Request	Decision of the Arbitral Tribunal
		Reference to Submissions	Comments			

開示範囲の検討：基本的な考慮事由

- 証拠開示の範囲を広範にするか、限定的にするか。
- 収集の対象となる文書保有者及びデータベースを限定したいか。
- 開示の対象となる文書の種類を限定したいか（例えば、Eメールのみ）。
- 文書作成日による限定を付したいか。
- 証拠開示をオフィス又は会社により限定したいか。

開示範囲の検討：主張の理解

- どのような事実を証明する必要があるか、それに必要な書面を有しているか。
- 必要な情報を相手方のみが有しているか。
- 損害論を忘れない。
- 公開されている書面により何を証明することができるか。

開示範囲の検討：契約

- 契約の文言が自らの主張に沿っているのならば、契約書以外の証拠（extrinsic evidence）を相手方から取得する必要性は小さく、限定的な開示が望ましいかもしれない。
- 契約の文言が曖昧であったり、それに問題があるような場合には、契約書以外の証拠を相手方から取得する必要性が大きく、広範な開示が望ましいかもしれない。
- 契約書以外の証拠が重要となるのであれば、契約の交渉過程又は当事者による取引の過程に関する証拠を保有しているか。

開示範囲の検討：相手方が有する情報

- 相手方の意図又は認識（相手方が知りながら、又は意図的に行動していた）を証明するために、相手方の保有する書面が必要かもしれない。
- 口頭による発言、他の契約、又は広告資料に依拠していたという主張に反論するために、相手方の保有する資料が必要かもしれない。
- 設計、開発又はテストに関して、相手方の保有する資料が必要かもしれない。
- 損害に関する書面（損害軽減義務に関するものを含む）は、通常、相手方が保有している。

開示範囲の交渉：書面の種類及び検索ワード

- 文書の種類：
 - 基本的な3種類：紙媒体、電子ファイル及びEメール
 - 重要な出来事はいつ起きたか。関連する文書が電子的に保存されていたり、Eメールに添付されていたりすると考えられるか。
- 検索ワード：
 - 検索ワードは文書の収集及びレビューを容易にするために用いられるが、必ずしも開示文書の数を減らすものではない。
 - 検索ワードは不正確であることがあり、特に日本語の場合には注意が必要である。

開示範囲の交渉：収集範囲

- 文書保有者
 - 収集及び開示の範囲を一定の重要な文書保有者に限定することができるか。
 - 重要な文書保有者が誰かについて、相手方の信頼性をどのように担保するか。
- データベース及びデバイス
 - 文書検索の範囲を一定のシステム又は共有ドライブに限定する旨合意することができるか。
 - 非常に重要であると思われる場合を除き、通常、個人のデバイス（携帯電話又はタブレット等）については、収集の対象にしないと合意することができる。

開示範囲の交渉：他の限定

- 文書作成日
 - 関連する出来事を基礎として、合理的な日を指定する。
 - 仲裁の開始後に作成された書面を開示の対象に含めない。
- 法人及び拠点
 - 親会社、関連会社又は子会社の保有する書面を開示の対象に含めるか。
 - 文書収集の範囲を特定のオフィス又は拠点に限定できるか。

開示範囲の交渉：重要事項

- 文書の量に比例して、費用が増加する。文書開示の範囲は紛争額及び予算に応じて決定される必要がある。
- 文書の収集及び開示には、ディスカバリー・ベンダー（例えばFRONTEO）のサポートが必要となる。
- 重要：「有利」な書面の存在を忘れない。文書開示の作業を、勝訴につながる有利な書面を見つける機会とする。

質疑応答



パートナー

+1 (212) 837-6872

seth.rothman@hugheshubbard.com

セス・D・ロスマン弁護士は、ヒューズ・ハバード&リードの訴訟パートナーであり、複雑な商業訴訟、仲裁、製造物責任及び集団訴訟（不法行為）を専門としています。ロスマン弁護士は30年に渡り、米国内の様々な裁判所、仲裁、その他の紛争解決機関において依頼者を代理してきました。ロスマン弁護士は弊所のアジア太平洋プラクティスグループの共同代表者であり、米国訴訟及び国際仲裁において日本企業を代理した極めて豊富な経験を有しています。



カウンセル

+81-3-6272-5831

paul.marston@hugheshubbard.com

ポール・マーストン弁護士は、ヒューズ・ハバード&リード東京オフィスの代表であり、訴訟、仲裁及び取引案件に従事しています。マーストン弁護士は日系大手商社の子会社で企業内弁護士として勤務した経験があり、その際、メキシコ湾で発生したマコンド坑井原油流出事故に関連した複雑な訴訟を担当しました。同弁護士は日本語で読書き及び会話を流暢に行うことができます。



アソシエイト

+1 (212) 837-6106

shigeki.obi@hugheshubbard.com

小尾重樹弁護士はヒューズ・ハバード&リード・ニューヨークオフィスのアソシエイトであり、弊所のアジア太平洋プラクティスグループのメンバーとして、訴訟及び仲裁案件において日本企業を代理しています。小尾弁護士は日本人であり、日本及びニューヨークの弁護士資格を有しています。また、同弁護士は近時、7億ドル規模の国際仲裁案件において日本の電力会社を成功に導きました。